

## ● 所得税・住民税の定額減税について

物価高に対する国民の負担を緩和するためとして、令和6年度税制改正による「定額減税」が2024年6月からスタートされます。2024年分の税金について、1人当たり所得税3万円、住民税1万円の、計4万円が減税されることになります。

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人当たり所得税3万円、住民税1万円、計4万円の定額減税が行われる。</li> <li>対象者は、本人、配偶者・扶養親族で合計所得金額48万円以下（給与収入103万円以下）、の国内居住者。（16歳未満の扶養親族も対象）</li> </ul>
所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与から徴収される源泉所得税は、2024年6～12月の間に、定額減税額（6月1日時点の対象者で計算）に達するまで、毎月差し引いていきます（甲欄適用者のみ）。さらに、年末調整や確定申告で、年間の所得税額との精算を行います。</li> <li>個人事業主などは、2024年6月以降の予定納税や確定申告で、定額減税額が差し引かれます。</li> </ul>
住民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与から徴収されている住民税（特別徴収）は、2024年6月分は徴収せず、7月分から2025年6月分までの11カ月間にわたって、減税分を均等にして徴収となります。</li> <li>個人事業主などは、2024年6月以降の住民税（普通徴収）から、定額減税額が差し引かれます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額が1,805万円超の人は対象外となります。</li> <li>定額減税は住宅ローン控除やふるさと納税には影響しません。</li> <li>定額減税が引ききれない場合は、差額を1万円単位で給付されます。また、非課税世帯にも給付金が支給されます。</li> </ul>

個人事業主などは確定申告で定額減税処理すればよく、住民税は市区町村の通知どおりなので、対応すべきは給与の源泉所得税となります。

（給与源泉所得税の定額減税対応）

- 2024年6月1日時点の定額減税対象者を確認する（配偶者・扶養親族）
- 2024年6月～12月の間に、定額減税額に達するまで、毎月差し引いていく（甲欄適用者のみ）なお、給与計算ソフトは対応版にアップデートをすればOK。

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
5月	自動車税の納付	
6月	個人住民税納付（第1期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。